

教育委員会教育長訓令甲第1号

天理市教育委員会事務処理規程（昭和62年3月天理市教育委員会教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

天理市教育委員会

教育長

第5条まなび推進課地域学習係担当課長の項中「まなび推進課地域学習係担当課長」を「まなび推進課地域連携推進係担当課長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年3月30日から施行し、令和7年4月1日から適用する。